

第4章

計画の効果的な推進のために

1 市民参加による計画の推進

総合計画は、89名の市民が参加^{*1}した市民委員会による検討のほか、パブリックコメントやまちづくり意見交換会などを実施し、市民参画^{*2}により策定してきました。

特に、市民委員会では、3回にわたり延べ227名の方が参加し、市民の生活実感や経験などに基づき、基本構想の中心となる将来都市像や「将来都市像を支えるまちづくりの柱」、「めざすべき都市の状態」について検討しました。

このように、総合計画は、市民の参画を得て策定した計画であることから、その運用に当たっても、市民と行政が協働で評価、点検し、施策などの改善、見直しを行い、計画の着実な推進を図っていきます。

*1 「参加」…行政が主体的に行う行事や取組に市民が参加するもの

*2 「参画」…行政が主体的に行う事業や計画策定に、企画段階から市民が加わるもの

2 行政経営システムの効率化

(1) 計画の総合化

▶ 総合計画と個別分野の計画の関係性

総合計画は、市のまちづくりの基本原則を定める鈴鹿市まちづくり基本条例がめざす「住みよいまち」を具現化するための最上位計画であり、市が進めるまちづくりは、総合計画の基本構想と基本計画が定める方向性に基づき行われます。

また、個別分野における計画は、基本計画が定める分野ごとの取組の方向性に則り、具体的な取組を推進するに当たっての手段や手法を定めた計画です。

このため、個別分野における計画は、総合計画で掲げるまちづくりの方向性と絶えず連携を図りながら、一体的にまちづくりを推進していくためのものとして位置付けます。

▶ 計画体系の総合化による効率的な行政経営

現在、多くの個別分野における計画が存在し、それぞれ計画策定の時期が異なるため計画策定の背景や問題意識に差が生じ、総合計画と個別分野の計画の取組の方向性が必ずしも一致していない場合もあります。

このため、一体的なまちづくりを推進していくために、前期の基本計画の4年間で、個別分野の計画の取組方針、内容、目標、期間が、総合計画の方向性に合致するよう、隨時、整合を図っていきます。

また、後期の基本計画においては、全ての分野において計画体系の総合化が実現するよう取組を推進します。

（2）総合的な行政経営システムの構築

▶ 効率的な行政経営に向けた取組

本市では、これまで、簡素で効率的な行政経営をめざし、2003（平成15）年度以降、行政評価、行財政改革、人事評価などの各種システムを導入するなど、行政マネジメントのための取組を進めてきました。

これらの取組により、市民への説明責任の向上、取組成果の把握に基づく事業改善、組織における目標管理の適正化など多くの成果を上げることができました。

しかし、個々のシステムは機能していても、全体としての成果が分かりづらくなるなどの課題も生じていることから、前期の基本計画の4年間で、総合的な行政経営システムの構築に取り組む必要があります。

このため、継続的な人口減少の下で、行政をはじめ、地域全体の経営を行っていくために、更なる効率化に向けた改善に取り組みます。

▶ 新たな評価の仕組み

総合計画では、基本構想に成果指標を設定し、基本計画以下の評価体系と一体的に評価できる仕組みを作り、より適切な進行管理を行います。

また、基本計画でも、成果指標を設定し、実行計画に位置付ける事務事業と連動した評価体系を構築します。

さらに、毎年、事務事業の実施結果を基に、施策の達成度を検証するとともに、次年度の事務事業の内容や実施方法を点検し、見直しを行いながら、予算配分の適正化を図ります。

▶ 行財政改革の推進

総合計画の着実な実現に向けて、効率的に取組を進めるためには、事

務事業などの個別の取組の質を向上し、かつ、コスト削減などにより生産性を上げる必要があります。

このため、これまで以上に限られた経営資源を、最大限効果的に活用するために、行政活動の効率化や民間活動との連携など、総合計画の実効性を高めるための行財政改革を推進します。

▶ 効率的な組織運営

総合計画に基づくまちづくりを効率的に推進するためには、計画と組織の連動が必要です。

また、各分野を担う組織が、施策などの推進に当たり目標管理を行っていく必要があります。

このため、職員のコスト意識や市民サービス向上意識の醸成、政策形成能力向上に向けた人材育成、施策などの推進に向けた適正な職員配置などのための仕組みを構築します。

（3）財政運営の方針

総合計画の着実な推進のためには、基本計画の4年間における歳入、歳出を予測し、財政的な裏付けの下で、施策などを効果的に進めていく必要があります。

このため、基本計画の策定に併せて、中期財政計画を策定し、財政的な見通しを明らかにした上で、戦略的、重点的な取組に対して優先的に予算配分するなど、財源の効果的な配分に努めます。

また、計画的な事業の推進に当たっては、将来に向けて過度に負担が生じないように、かつ、財政がひっ迫するような事態が生じないように、財政的な規律を設け、総合計画と予算との連動を図ります。

3 協働によるまちづくりの推進

基本構想に掲げた将来都市像は、市民と行政が協働して活動した結果として実現されるものです。そのため、まちづくりに関わる全ての主体が、総ぐるみで力を合わせて取り組み、地域の実情や特性を熟知した市民主体のまちづくりが必要です。

また、それぞれの主体が担うまちづくりの分担領域を再構築し、継続的に責任を持って担っていく必要があります。

このため、本市では、2015（平成27）年4月に「鈴鹿市協働推進指針」を策定し、協働についての考え方や協働のルールなどを明らかにし、この指針に基づき、市民と行政との協働のみならず、それぞれの主体同士の協働も促進し、将来都市像の実現をめざして、協働によるまちづくりを進めています。

